　　　松江市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業における助成措置実施要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人及び地方公共団体（以下「社会福祉法人等」という。）が、その社会的な役割にかんがみ利用者負担を軽減する場合に、当該社会福祉法人等に対し市がその経費を補助する事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象等）

第2条　補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の名称 | 社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業費補助金 |
| 補助金交付の目的 | 低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者の介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。 |
| 補助金の交付対象経費 | 次条に規定する利用者負担軽減制度の実施に要する経費のうち、申請年度内に実際に支出したもの |
|  |  |
| 補助金の交付の率又は金額 | 事業所（施設）を単位として、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるところにより算定した額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）  ⑴　指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設を除く事業所等　社会福祉法人等が利用者負担額を軽減した総額（次条に規定する利用者負担軽減制度の対象者について当該制度により軽減したものに限る。以下「軽減総額」という。）が、当該社会福祉法人等が本来受領すべき利用者負担額（第4条第2項に規定する費用に限る。以下この条において「利用者負担収入」という。）の総額の1パーセントに相当する額を超えた部分について、当該社会福祉法人等の収支状況等を踏まえ、その2分の1の額に、軽減総額のうち市が保険者である利用者の軽減額の占める比率を乗じた額  ⑵　指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設　次に掲げる額  ア 軽減総額が、利用者負担収入の総額の1パーセントに相当する額を超え、10パーセントに相当する額以下であるとき　当該1パーセントに相当する額を超えた部分の2分の1の額に、軽減総額のうち市が保険者である利用者の軽減額の占める比率を乗じた額  イ　軽減総額が、利用者負担収入の総額の10パーセントに相当する額を超えたとき　当該10パーセントに相当する額について前号の規定により算出した額と当該10パーセントに相当する額を超えた額を合計した額に、軽減総額のうち市が保険者である利用者の軽減額の占める比率を乗じた額 |
|  |  |
| 終期 | 令和4年3月31日 |
| 補助事業者の範囲 | 市が行う介護保険の被保険者に対して次条に規定する利用者負担軽減制度の対象となる介護保険サービスを提供する社会福祉法人等であって、社会福祉法人等利用者負担軽減申出書（様式第1号）により当該制度による利用者負担の軽減を行う旨を市長に申し出るとともに、当該社会福祉法人等が介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所在地を管轄する都道府県知事に対して同様の申出を行ったもの。 |

（利用者負担軽減制度）

第3条　この補助金の交付対象となる事業は、次条から第13条までに定めるところにより、社会福祉法人等が当該社会福祉法人等において提供を行う介護保険サービスの利用者負担額を減額することにより利用者負担を軽減する制度（以下「利用者負担軽減制度」という。）を設け、運用する事業とする。

（利用者負担軽減制度の対象となる介護保険サービス及び費用）

第4条　利用者負担軽減制度の対象となる介護保険サービスは、社会福祉法人等が実施する介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（以下「対象サービス」という。）とする。

2 　利用者負担軽減制度の対象となる費用は、前項のサービスに係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費を含む。以下同じ。）及び宿泊費(短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。)に係る利用者負担額とする。

（利用者負担軽減制度の対象者）

第5条　利用者負担軽減制度の対象者（以下「軽減対象者」という。）は、市の介護保険被保険者のうち、要介護被保険者又は居宅要支援被保険者であって、次の要件の全てを満たす者（以下「生計困難者」という。）及び生活保護受給者とする。

⑴　市町村民税世帯非課税者であること。

⑵　年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

⑶　預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

　⑷　日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

　⑸　負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

　⑹　介護保険料を滞納していないこと。

2 　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（以下「特例措置対象者」という。）は、軽減対象者とする。

⑴　平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点においてこの要綱に基づく利用者負担の軽減又は介護保険制度における特定入所者介護サービス費若しくは特定入所者介護予防サービス費の支給により前条第2項に規定する居住費の利用者負担がなかった者のうち、前項各号の全てを満たす者

⑵　平成26年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点においてこの要綱に基づく利用者負担の軽減又は介護保険制度における特定入所者介護サービス費若しくは特定入所者介護予防サービス費の支給により前条第2項に規定する居住費の利用者負担がなかった者のうち、前項各号の全てを満たす者

⑶　平成27年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点においてこの要綱に基づく利用者負担の軽減又は介護保険制度における特定入所者介護サービス費若しくは特定入所者介護予防サービス費の支給により前条第2項に規定する居住費の利用者負担がなかった者のうち、前項各号の全てを満たす者

⑷　平成30年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点においてこの要綱に基づく利用者負担の軽減又は介護保険制度における特定入所者介護（予防）サービス費の支給により前条第2項に規定する居住費の利用者負担がなかった者のうち、前項各号の全てを満たす者

⑸　令和元年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点においてこの要綱に基づく利用者負担の軽減又は介護保険制度における特定入所者介護（予防）サービス費の支給により前条第2項に規定する居住費の利用者負担がなかった者のうち、前項各号の全てを満たす者

⑹　令和2年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点においてこの要綱に基づく利用者負担の軽減又は介護保険制度における特定入所者介護（予防）サービス費の支給により前条第2項に規定する居住費の利用者負担がなかった者のうち、前項各号の全てを満たす者

（減額の程度）

第6条　利用者負担軽減制度において減額される利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、市長は、その旨を確認証に記載するものとする。

　⑴　生計困難者　利用者負担の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）

　⑵　生活保護受給者　個室の居住費に係る利用者負担の全額

　⑶　特例措置対象者　居住費以外に係る利用者負担の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）及び居住費に係る利用者負担の全額

（利用者の申請等）

第7条　社会福祉法人等から対象サービスの提供を受け、利用者負担軽減制度の適用を受けようとする利用者は、市長に対し、社会福祉法人等利用者負担軽減確認申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）に、当該利用者の属する世帯全員について各々の収入申告書（様式第3号）を添えて提出しなければならない。

2 　市長は、前項の規定により提出された申請書及び収入申告書に基づき、第5条に規定する軽減対象者であるかどうかを審査し、軽減対象者であると決定したときは、有効期限を定めて社会福祉法人等利用者負担軽減決定通知書（様式第4号）により通知する。ただし、軽減対象者でないと決定したときは、理由を付して通知するものとする。

3 　市長は、前項の審査により申請者が軽減対象者であることを決定した場合においては、当該軽減対象者に社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（様式第5号又は様式第6号。以下「確認証」という。）を交付するものとする。

（確認証の有効期間）

第8条　軽減対象者の決定は、申請日の属する月の初日にさかのぼって適用し、当該決定に係る前条第3項の確認証の有効期間は、当該決定の日から当該決定の日以後の最初の7月31日までとする。

（確認証の更新）

第9条　確認証の更新については、第7条の規定を準用する。この場合において同条第1項中「提出しなければならない」とあるのは、「毎年7月1日から7月31日までの間に提出しなければならない。」と読み替えるものとする。

2 　前項の規定よる更新の場合にあっては、前条の規定にかかわらず、その決定は8月1日からの適用とするものとする。

（利用者負担額の減額の実施）

第10条　第7条第3項（前条において準用する場合を含む。）の規定により確認証の交付を受けた軽減対象者は、社会福祉法人等の対象サービスの提供を受け、当該社会福祉法人等から利用者負担の軽減を受けようとする場合には、当該社会福祉法人等に確認証を提示するものとする。

2 　前項の規定により確認証の提示を受けた社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者に対し、利用者負担額の減額を行うものとする。

　（指定地域密着型介護老人福祉施設等への入退所時の手続）

第11条　軽減対象者であって、確認証の有効期間内に指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設に入所し、又は退所する者が、継続して利用者負担の軽減を受けようとするときは、速やかに申請書及び軽減対象者の属する世帯全員について各々の収入申告書を市長に提出し、軽減対象の確認を受けるものとする。

（介護保険制度における適用関係）

第12条　介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、利用者負担の軽減を適用し、その利用者負担の軽減の適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給を行うものとする。

2 　前項の規定にかかわらず、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担については、軽減の対象としないものとする。

3 　介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、利用者負担の軽減を適用するものとする。

　（その他の措置との適用関係）

第13条　介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条に定める特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置の適用を受けている利用者のうち、利用者負担割合が5パーセント以下の者については、利用者負担の軽減は適用しないものとする。ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5パーセント以下の者のユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については減額の対象とする。

（社会福祉法人等に対する補助)

第14条　第2条に規定する補助金の交付に関しては、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金の交付申請）

第15条　補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等（以下「申請者」という。）は、別に定める日までに規則第4条第1項の申請書に、同項各号に掲げる書類に代えて次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

⑴　所要見込額調書総括表（様式第7号）

⑵　所要見込額調書個表（様式第8号、様式第9号）

⑶　利用者負担収入見込額調書（様式第10号）

（交付の条件）

第16条　規則第6条の規定により、補助金の交付決定に当たり次の条件を付する。

⑴　事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

⑵　事業を中止し、又は廃止する場合においては、その旨を島根県知事等に申出たうえで、市長の承認を受けなければならない。

⑶　社会福祉法人等は、事業の補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、関係帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（事業の変更申請）

第17条　事業を行う社会福祉法人等が当該事業の変更を行う場合には、規則第10条第1項の申請書に、当該申請書の様式に定める添付書類に代えて変更後の状況に係る第15条各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

（着手及び完了届）

第18条　規則第11条の規定による着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

（交付の時期）

第19条　規則第14条第1項ただし書きの規定により、この補助金は補助事業等の完了前に概算払いにより補助金等の全額又は一部を支給することができる。

（実績報告）

第20条　規則第12条の実績報告書は、同条の規定にかかわらず、事業完了の日の属する月の翌月の末日までに、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

1. 事業実績額調書総括表（様式第11号）
2. 事業実績額調書個表（様式第12号、様式第13号）
3. 利用者負担額収入額調書（様式第14号）
4. 軽減状況調書（様式第15号、様式第16号）

　　　附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成17年10月1日から施行する。

　（経過措置）

2　この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の松江市社会福祉法人等による利用者負担額減免措置事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示による改正後の松江市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業における助成措置実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

　　　附　則（平成18年松江市告示第176号）

　（施行期日）

1　この告示は、平成18年4月1日から施行する。

　（経過措置）

2　この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の松江市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業における助成措置実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示による改正後の松江市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業における助成措置実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

　　　附　則（平成21年松江市告示第141号）

（施行期日）

1　この告示は平成21年4月1日から施行する。

　（平成21年度から平成22年度までにおける軽減の程度の特例）

2　平成21年度から平成22年度までにおける軽減の程度は、第7条の規定にかかわらず、「4分の1」とあるのは「28パーセント」と、「2分の1」とあるのは「53パーセント」と読み替えるものとする。

　　　附　則（平成23年松江市告示第243号）

　この告示は、平成23年4月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

　　　附　則（平成24年松江市告示第324号）

　この告示は、公布の日から施行する。

　　　附　則（平成25年松江市告示第336号）

　この告示は、平成25年8月1日から施行する。

　　　附　則（平成26年松江市告示第140号）

　この告示は、平成26年3月31日から施行する。

　　　附　則（平成26年松江市告示第158号）

　この告示は、平成26年4月1日から施行する。

　　　附　則（平成27年松江市告示第84号）

　この告示は、平成27年4月1日から施行する。

　　　附　則（平成27年松江市告示第338号）

（施行期日）

1　この告示は、平成27年6月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

　（助成措置の範囲の特例）

2　自らの財政状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、改正後の第8条に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合においては、助成措置以外の実施方法は改正後の第3条から第7条までの規定を適用する。

附　則（平成27年松江市告示第470号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附　則（平成28年松江市告示第173号）

　この告示は、平成28年4月1日から施行する。

　　　附　則（平成29年松江市告示第261号）

（施行期日）

1　この告示は、平成29年5月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

（旧様式に係る経過措置）

2　この告示の施行の際、この告示による改正前の松江市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業における助成措置実施要綱様式第5号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

　　　附　則（平成30年松江市告示第465号）

　（施行期日）

1　この告示は、平成30年12月11日から施行する。

　（旧様式に係る経過措置）

2　この告示の施行の際、この告示による改正前の松江市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業における助成措置実施要綱様式第5号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

　　　附　則（令和元年松江市告示第195号）

この告示は、令和元年12月16日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

　　　附　則（令和2年松江市告示第559号）

この告示は、令和2年10月15日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

　　附　則（令和2年松江市告示第615号）

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

　　　附　則（令和3年松江市告示第107号）

この告示は、令和3年3月12日から施行する。

　　　附　則（令和3年松江市告示第215号）

この告示は、令和3年3月31日から施行する。

　　　附　則（令和3年松江市告示第445号）

この告示は、令和3年6月22日から施行する。

　　　附　則（令和3年松江市告示第595号）

この告示は、令和3年12月24日から施行する。